

寒川町臨時職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 9 月 30 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 19 号

寒川町臨時職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町臨時職員の給与等に関する規則(昭和 55 年寒川町規則第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 臨時的任用職員 次に掲げる臨時的に任用される職員をいう。

ア 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条第 5 項に規定する職員

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 6 条に規定する職員

第 2 条第 1 項第 2 号中「常勤を要しない職員(短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。)」を「非常勤職員」に、「掲げる職員」を「掲げる常勤を要しない職員(短時間勤務職員を除く。)」に改め、同号アを次のように改める。

ア 4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 30 時間以内の勤務時間をもって雇用される職員

第 6 条第 2 項第 1 号中「第 2 条第 1 号の」を削り、同項第 2 号中「第 2 条第 2 号の」を削り、「同号ア」を「第 2 条第 2 号ア」に改め、同項第 3 号中「第 2 条第 2 号の」を削り、「同号イ」を「第 2 条第 2 号イ」に改める。

第 13 条中「第 2 条第 2 号イに規定する」を「非常勤職員のうち第 2 条第 2 号イに該当する」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2(第 6 条関係)

非常勤職員月額賃金表

号給	賃金月額
----	------

1	107,900円
2	111,300
3	114,700
4	118,800
5	123,400
6	127,900
7	136,100
8	141,100
9	146,500
10	150,900
11	154,900
12	158,900
13	162,700
14	166,000
15	168,800
16	171,400
17	174,100
18	176,900
19	179,300
20	181,400
21	183,800
22	186,000
23	188,100
24	189,500

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の寒川町臨時職員の給与等に関する規則第 2 条 2 号アに規定する非常勤職員として雇用されている者の当該雇用に係る契約期間中における給与、勤務時間その他の勤務条件については、なお従前の例による。